

7 対策本部設置要領等

宮崎県口蹄疫防疫対策本部設置要領

平成22年4月20日
宮崎県農政水産部
農政企画課

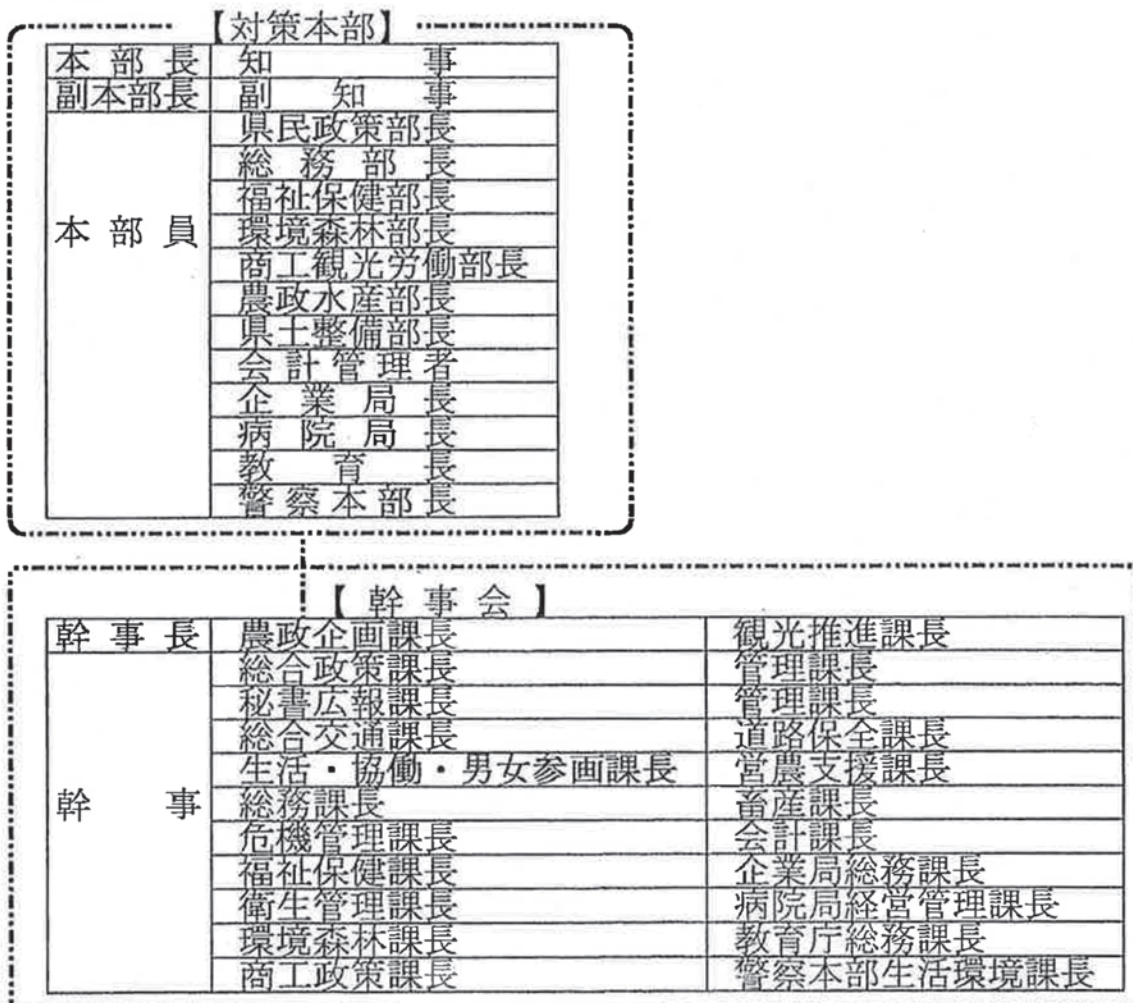
第1 目的

本病の疑似患畜が確認されたことによる本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、本病の防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施し、本県畜産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図るため対策本部を設置する。

第2 組織

対策本部は、知事を本部長に副知事及び関係12部局の長で構成し、対策本部の事務を補佐させるため関係21課長で構成する幹事会を置く。

■組織体制図



■ 各部局の所掌事務

各班の共通事務分掌		
○対策本部及び他班への応援に関すること		
○対策本部長の特命事項に関すること		
班名	担当課	所掌事務
県民政策対策班	総合政策課	県民政策部内の連絡調整に関すること
	秘書広報課	マスコミ対応等に関すること
	総合交通課	検体を航空輸送するための協力に関すること 渡航者への啓発等に関すること
	生活・協働・男女参画課	消費者行政等の調整に関すること
総務対策班	総務課	総務部内の連絡調整に関すること
	危機管理課	県全体の危機管理に関すること
福祉保健対策班	福祉保健課	福祉保健部内の調整に関すること
	衛生管理課	牛肉・牛乳等の安全対策に関すること
環境森林対策班	環境森林課	環境森林部内の連絡調整に関すること
商工観光労働対策班	商工政策課	商工観光労働部内の連絡調整に関すること 中小企業への融資等に関すること
	観光推進課	観光等に係る連絡調整に関すること
農政対策班	農政企画課	農業共済組合の獣医師への協力要請に関する こと
		農産物のブランド・流通対策に関すること
	営農支援課	経営支援等の融資に関すること 農家経営指導に関すること
	畜産課	防疫指導等、全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
県土整備対策班	管理課	県土整備部内の連絡調整に関すること
	道路保全課	交通制限等に係る連携等に関すること
会計管理対策班	会計課	会計管理局内の連絡調整に関すること
企業対策班	企業局総務課	企業局内の連絡調整に関すること
病院対策班	病院局経営管理課	病院局内の連絡調整に関すること
文教対策班	教育庁総務課	教育庁内の連絡調整に関すること
公安対策班	県警本部生活環境課	地域の生活環境の確保等に関すること
事務局	農政企画課	対策本部の運営及び記者発表等に関すること
		農政水産部内の連絡調整に関すること

口蹄疫対策の組織体制強化について

1. 背景

口蹄疫の範囲拡大、長期化を受け、県として18日に「非常事態宣言」を出したこと、また、19日には、政府の口蹄疫対策本部において、新たな防疫対策が決定されたことに伴い、庁内の体制を強化する必要がある。

2. 体制の整備

県の口蹄疫防疫対策本部

- ①対策本部の在り方は従来どおりとしつつ、農政水産部が防疫対策に専念できるよう、庁内の支援体制を確立するため、関係各部・各課からなる「対策本部総合支援部」を設置する。
- ②総合支援部は、災害対策本部総合対策部室（1号館5F）に設置し、メンバーは基本的に常駐する。組織体制（班編成等）は別紙のとおり。
- ③総合支援部は、当面、防疫対策が終了するまでの間とし、臨時的なプロジェクトチームとして、「プロジェクトチーム設置基本要綱」（平成18年4月施行）に基づいて設置する。

（参考）国の現地対策本部

- ①特別室に設置し、本部長（山田農水副大臣）等が常駐。
- ②3班体制（防疫、経済支援、連絡調整）で、関係する10省庁から20名程度が来県。本館3階の第1会議室、第2会議室で業務を行っている。

3. 県の対策本部

（1）宮崎県口蹄疫防疫対策本部（既設）

- 本部長（知事）
- 副本部長（副知事）
- 本部員（部局長等）
- *幹事会（農政企画課長を幹事長、関係20課長が幹事）

（2）対策本部総合支援部（新設）

- 総括責任者
- 副総括責任者
- ①総括班
- ②渉外班
- ③防疫支援班
- ④関連支援班
- ⑤手当金交付支援班
- ⑥会計支援班
- *組織体制は、必要に応じて弾力的に拡充、変更する。
- 既設の特命チーム（副知事トップ・関係各課長等で構成）とも連携して業務を推進する。

【班編成】 総括責任者（危機管理局長）、副総括責任者（危機管理課長、消防保安課長）

1. 総括班 班長（危機管理課補佐）、副班長（総合政策課補佐、農政企画課補佐）、班員（総合政策課、農政企画課、危機管理局）
 - ①総合支援部の総合調整
 - ・本部との連絡調整
 - ・自衛隊との連絡調整
 - ・総合支援部内の連絡調整
 - ②各班進捗状況の把握（各班の進捗状況を把握、遅れている場合には支援調整）
 - ③今後の対応策検討（今後の見通し、対応策、作業スケジュールの検討）
2. 渉外班 班長（秘書広報課補佐）、副班長（農政企画課農政計画主幹）、班員（秘書広報課、総務課、農政企画課、畜産課、危機管理局）
 - ①対外的な連絡調整（県議会、関係団体等）
 - ②マスコミとの連絡調整
 - ・記者発表対応
 - ・随時の取材対応
 - ③関係機関からの相談窓口（必要に応じて、各部局の相談窓口への橋渡し）
3. 防疫支援班 班長（農政企画課補佐）、副班長（情報政策課補佐、人事課補佐）、班員（環境森林課、畜産課、管理課、危機管理局）
 - ①防疫対策の支援
 - ・動員体制調整（作業量に応じた動員体制の調整、各部への指示、*運転運搬等の軽作業であれば50代や女性も可能か）
 - ・要員確保（各部の要員確保、農政水産部への連絡）
 - ②作業の後方支援
 - ・円滑な輸送体制の確保（人数や時間に応じたバスの運行）
 - ・動員者へのサポート体制（バス内や現地での作業内容の説明、作業着等の配布、弁当や飲み物の配布、健康相談）
 - ③改善事項の調整
 - ・動員者からの改善要望の把握（作業をした動員者からの改善要望事項の聴取）
 - ・要望事項の調整、実施
4. 関連支援班 班長（消防保安課補佐）、副班長（福祉保健課補佐、高工政策課補佐）、班員（総務事務セ、行政経営課、危機管理局）
 - ①心や体のケア対策
 - ・被災農家等のケア対策（関係機関との調整等）
 - ・関係職員のケア対策（農政水産部職員・動員職員等の健康状況チェック、人員ローテーション化、フォロー）
 - ②募金活動の調整
 - ・各種募金活動の調整（活動状況把握、必要事項があれば調整）
 - ・ふるさと納税への対応（事務作業の支援）
 - ③各種影響対策
 - ・食肉の安全安心確保対策（食肉安全処理の徹底、関係職員の他事務所での業務支援）
 - ・農家や商工業者への経営支援対策（財政支援、相談対応）
 - ・風評被害、消費者対策（PR活動、県民運動の展開）
5. 手当金交付支援班 班長（農政企画課農協農政主幹）、副班長（農政企画課農政計画主幹：兼）、班員（農政企画課、畜産課）
 - ①疑似患畜等の殺処分命令に伴う補償対策事務
6. 会計支援班 班長（監査第一課補佐）、班員（畜産課総務担当経験者）
 - ①口蹄疫防疫対策本部会計事務

*連絡会議

総合支援部の連絡会議を毎日定時に開催し、進捗状況の報告や必要事項の協議等を行う。

上記の連絡会議には、各部連絡調整課も入り、必要事項の伝達を行う。併せて、全庁掲示板に掲載し、職員への理解を求めていく。

宮崎県口蹄疫復興対策本部設置要綱

平成22年6月28日
県民政策部総合政策課

(設置)

第1条 口蹄疫により被害を受けた農家や関連産業等への支援、地域の復興対策を全庁的に推進するため、宮崎県口蹄疫復興対策本部（以下「復興対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 復興対策本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災農家の支援に関すること。
- (2) 被災地域の振興に関すること。
- (3) 県内経済の活性化に関すること。
- (4) 失業者等の雇用対策に関すること。
- (5) その他復興対策に関すること。

(組織)

第3条 復興対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、復興対策本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 復興対策本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 復興対策本部の事務を補助するため、復興対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 復興対策本部の庶務は、県民政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本 部 長	知 事
副 本 部 長	副 知 事
本 部 員	県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 教 育 長 警 察 本 部 長

別表第2（第5条関係）

区 分	職 名
幹 事 長	総 合 政 策 課 長
幹 事	秘 書 広 報 課 長 中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長 総 務 課 長 行 政 経 営 課 長 財 政 課 長 市 町 村 課 長 危 機 管 理 課 長 福 祉 保 健 課 長 衛 生 管 理 課 長 環 境 森 林 課 長 環 境 管 理 課 長 商 工 政 策 課 長 金 融 対 策 室 長 工 業 支 援 課 長 商 業 支 援 課 長 労 働 政 策 課 長 地 域 雇 用 対 策 室 長 観 光 推 進 課 長 み や ぎ ア ピ ール 課 長 農 政 企 画 課 長 ブ ラ ン ド ・ 流 通 対 策 室 長 地 域 農 業 推 進 課 長 連 携 推 進 室 長 営 農 支 援 課 長 農 産 園 芸 課 長 畜 産 課 長 農 村 計 画 課 長 農 村 整 備 課 長 管 理 課 長

宮崎県口蹄疫復興対策本部事務局設置要綱

平成22年6月28日
県 民 政 策 部

(目的)

第1条 本県において発生した口蹄疫により被害を受けた農家や関連産業等への支援を総合的に行い、宮崎県地域の復興対策に全庁的に取り組むため、プロジェクトチーム設置基本要綱（平成18年2月20日定め）に基づき、宮崎県口蹄疫復興対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復興方針に関すること。
- (2) 国への提案・要望に関すること。
- (3) 畜産再生方針に関すること。
- (4) 環境対策の推進、環境影響調査に関すること。
- (5) 地域経済復興方針に関すること。
- (6) 経済雇用対策に関すること。
- (7) イメージ回復、ブランド回復対策に関すること。
- (8) その他復興対策に関すること。

(構成)

第3条 事務局は、別表に掲げる統括責任者、副統括責任者及び各班担当者をもって構成する。

(設置期間等)

第4条 事務局の設置期間は、平成22年6月28日から復興対策の全体計画及び各班方針の策定が終了するまでとする。ただし、設置期間が6か月を超える場合は、改めて関係部局と協議を行う。

2 事務局の各班担当者は、原則として講堂において事務局の事務に専念する。

(各部局等の協力)

第5条 本庁各部局長及び各任命権者にあつては、事務局の運営に積極的に協力するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務局の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

別表（第3条関係）

構 成 員		所 属	職 名	氏 名	
統括責任者		県民政策部	部長	山下 健次	
副統括責任者		総合政策課	課長	永山 英也	
各 班 担 当 者	総括班	班 長	総合政策課	主幹（企画）	松浦 直康
		班 員	総合政策課	主任主事	安竹 竜一
			秘書広報課	主査	矢越 智郁
			財 政 課	副主幹	高妻 克明
			農政企画課	主査	大田 直
	畜産再生班	班 長	農政企画課	主幹（農政計画）	大久津 浩
		班 員	農産園芸課	主幹（野菜）	菓子野 利浩
			畜 産 課	主査	藤井 涉
			畜 産 課	主査	植田 資也
			営農支援課	主任技師	松宮 哲夫
			地域農業推進課連携推進室	主査	戸高 知也
			危機管理課	主幹（危機管理調整）	有村 隆
	環境対策班	班 長	環境管理課	副主幹（水保全対策）	野口 辰美
		班 員	環境森林課	副主幹	石倉 義紀
			衛生管理課	副主幹（環境水道）	有村 公輔
			畜 産 課	主任技師	石橋 大輔
	地域振興班	班 長	中山間・地域政策課	主幹（地域総合調整）	伊豆 雅広
		班 員	中山間・地域政策課	副主幹	芳司 俊史
			市 町 村 課	主任主事	南村 正悟
			管 理 課	副主幹	牧野 敏博
	経済雇用対策班	班 長	商工政策課	主幹（企画調整）	高山 智弘
		班 員	労働政策課地域雇用対策室	主幹（雇用対策）	福山 旭
			工業支援課	主幹（新産業・連携）	川端 輝治
			商業支援課	主幹（商業振興）	黒木 健司
			観光推進課	主幹（誘致企画）	山下 栄次
	イメージアップ 対策班	班 長	みやざきアピール課	主幹（アピール）	長友 年浩
		班 員	みやざきアピール課	副主幹	甲斐 慎一郎
			みやざきアピール課	主査	磯崎 智子
みやざきアピール課			主事	山本 慎一郎	
秘書広報課			主査	井ノ口 明文	
商業支援課			主幹（物産・貿易）	児玉 利文	
観光推進課			主幹（誘致企画）	山下 栄次	
農政企画課ブランド・流通対策室			主査	小岩崎 規寿	

宮崎県畜産産地再生推進会議県本部設置要綱

平成22年7月23日
農 政 水 産 部

(設置)

第1条 本県における口蹄疫患畜等の殺処分を受けた農家等(以下「被災農家」という。)を対象に、経営再建に向けた営農指導を総合的に行い、畜産経営の早期再生を図るため、畜産産地再生推進会議県本部(以下「県本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災農家に対する営農指導方針の策定及び推進に関すること。
- (2) 畜産産地再生推進会議現地本部に対する指導・支援に関すること。
- (3) 関係機関・団体等との密接な連携や調整に関すること。
- (4) その他被災農家に対する営農指導対策に関すること。

(組織)

第3条 県本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 本部長は、県本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 県本部の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 県本部の特定の課題の解決や計画の策定等を行うため、県本部にプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは班長および班員をもって組織し、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 プロジェクトチームの会議は、班長が招集する。

(事務局)

第6条 県本部の事務を処理するため、宮崎県農政水産部畜産課に事務局を置き、別表3に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	所 属	職 名
本部長	宮崎県	農政水産部次長（農政担当）
副本部長	〃	〃 畜産課長
〃	〃	〃 営農支援課長
本部員	〃	〃 農政企画課長
〃	〃	〃 農政企画課ブランド流通対策室長
〃	〃	〃 畜産課家畜防疫対策監
〃	〃	〃 営農支援課農業改良対策監
〃	社団法人宮崎県畜産協会	常務
〃	宮崎県農業協同組合中央会	営農対策部長
〃	宮崎県経済農業協同組合連合会	畜産部長
〃	〃	酪農飼料部長
〃	宮崎県農業共済組合連合会	事業部長
〃	宮崎県信用農業協同組合連合会	融資部長
〃	日本政策金融公庫	農業食品課長
〃	宮崎県農業信用基金協会	事務局長
〃	配合飼料価格安定基金協会	常務

別表2（第5条関係）

区 分	所 属	職 名
班 長	宮崎県	農政水産部畜産課課長補佐（生産ブランド）
班 員	〃	〃 〃 （経営衛生）
〃	〃	〃 営農支援課課長補佐（技術）
〃	〃	〃 農政企画課農政計画担当主幹
〃	〃	〃 営農支援課広域指導（経営）
〃	〃	〃 〃 〃（乳牛飼料作物）
〃	〃	〃 〃 〃（肉用牛・豚・鶏）
〃	社団法人宮崎県畜産協会	参与
〃	宮崎県農業協同組合中央会	営農対策部次長
〃	〃	〃 対策監
〃	宮崎県経済農業協同組合連合会	畜産部養豚課長
〃	〃	〃 肉用牛課長
〃	〃	〃 酪農課長
〃	宮崎県農業共済組合連合会	家畜課長

別表3（第6条関係）

区 分	所 属	職 名
事務局長	宮崎県	農政水産部畜産課畜産企画担当主幹
事務局員	〃	〃 〃 経営環境担当主幹
〃	〃	〃 〃 肉用牛振興担当主幹
〃	〃	〃 〃 中小家畜担当主幹
〃	〃	〃 〃 酪農飼料担当主幹
〃	〃	〃 〃 衛生防疫担当主幹
〃	〃	〃 営農支援課普及企画担当主幹
〃	社団法人宮崎県畜産協会	経営生産部次長

畜産産地再生推進会議児湯地域本部設置要綱

平成22年8月23日
児湯農林振興局

(設置)

第1条 児湯地域における口蹄疫患畜等の殺処分を受けた農家等（以下「被災農家」という。）を対象に、経営再建に向けた営農指導を総合的に行い、畜産経営の早期再生を図るため、畜産産地再生推進会議児湯地域本部（以下「地域本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 畜産産地再生のための方針の作成及び推進に関すること。
- (2) 畜産産地再生のための支援体制（現地指導班の編制・運営）の設立に関すること
- (3) 畜産産地再生のための支援の実施に関すること
- (4) 畜産産地再生の達成状況の確認に関すること
- (5) 畜産産地再生推進会議県本部との連携に関すること
- (6) その他畜産産地再生に係る事項に関すること

(組織)

第3条 地域本部に、委員会、幹事会を置く。

2 委員会は、別表1に掲げる機関・団体の役職にあるものをもって構成する。

3 幹事会は、別表2に掲げる機関・団体の役職にあるものをもって構成する。

(役員)

第4条 地域本部に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は児湯農林振興局長、副委員長は児湯農林振興局次長（総括）をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、地域本部を代表し、地域本部の職務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要あるとき、委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 幹事会に、幹事長をおき、児湯農林振興局次長（技術）をもって充てる。

2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。

3 幹事長は、会議の運営上必要あるとき、委員以外の者を出席させることができる。

(現地指導班)

第8条 被災農家の再生計画の作成・支援、技術・経営指導等を行うため、地域本部に現地指導班を置く。

2 現地指導班は、班長および班員をもって組織し、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 現地指導班の会議は、班長が招集する。

(事務局)

第9条 地域本部の事務を処理するため、児湯農林振興局農畜産課に事務局を置く。

2 現地指導班の事務を処理するため、児湯農林振興局普及企画課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域本部の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	所 属	職 名
委員 長	児湯農林振興局	局長
副委員 長	児湯農林振興局	次長 (総括)
委 員	西都市	市長
〃	高鍋町	町長
〃	新富町	町長
〃	西米良村	村長
〃	木城町	町長
〃	川南町	町長
〃	都農町	町長
〃	西都市農業委員会	会長
〃	高鍋町農業委員会	会長
〃	新富町農業委員会	会長
〃	西米良村農業委員会	会長
〃	木城町農業委員会	会長
〃	川南町農業委員会	会長
〃	都農町農業委員会	会長
〃	西都農業協同組合	組合長
〃	児湯農業協同組合	組合長
〃	尾鈴農業協同組合	組合長
〃	児湯郡市畜産農業協同組合連合会	会長
〃	NOSAIみやざき北部センター	所長
〃	児湯農林振興局	次長 (技術)
〃	児湯農林振興局	次長 (農業普及)

別表2 (第3条関係)

区 分	所 属	職 名
幹 事 長	児湯農林振興局	次長 (技術)
副幹事 長	児湯農林振興局	次長 (農業普及)
幹 事	西都市	農林振興課長
〃	高鍋町	産業振興課長
〃	新富町	農業振興課長
〃	西米良村	産業建設課長
〃	木城町	産業振興課長
〃	川南町	農林水産課長
〃	都農町	産業振興課長
〃	西都市農業委員会	事務局長
〃	高鍋町農業委員会	事務局長
〃	新富町農業委員会	事務局長
〃	西米良村農業委員会	事務局長
〃	木城町農業委員会	事務局長
〃	川南町農業委員会	事務局長
〃	都農町農業委員会	事務局長
〃	西都農業協同組合	畜産課長
〃	児湯農業協同組合	畜産部長
〃	尾鈴農業協同組合	畜産部長
〃	児湯郡市畜産農業協同組合連合会	参事
〃	NOSAIみやざき北部センター	家畜課長 北部診療所長
〃	児湯農林振興局	農畜産課長
〃	児湯農林振興局	普及企画課長
〃	児湯農林振興局	農業経営課長

別表3（第8条関係）

区 分	所 属	職 名
班 長	児湯農林振興局	次長（農業普及）
副 班 長	児湯農林振興局	普及企画課長
副 班 長	児湯農林振興局	農業経営課長
班 員	西都市	農林振興課職員
〃	高鍋町	産業振興課職員
〃	新富町	農業振興課職員
〃	西米良村	産業建設課職員
〃	木城町	産業振興課職員
〃	川南町	農林水産課職員
〃	都農町	産業振興課職員
〃	西都市農業委員会	事務局職員
〃	高鍋町農業委員会	事務局職員
〃	新富町農業委員会	事務局職員
〃	西米良村農業委員会	事務局職員
〃	木城町農業委員会	事務局職員
〃	川南町農業委員会	事務局職員
〃	都農町農業委員会	事務局職員
〃	西都農業協同組合	畜産課職員
〃	児湯農業協同組合	畜産部職員
〃	尾鈴農業協同組合	畜産部職員
〃	児湯郡市畜産農業協同組合連合会	指導販売部職員
〃	NOSAIみやざき北部センター	家畜課職員 北部診療所職員
〃	宮崎県畜産協会	相談員
〃	宮崎県農家経営支援センター	職員
〃	児湯農林振興局	普及企画課職員 農業経営課職員